

第1、労働の商品化が顕著に示された派遣ざり

1) 2009年1月の自民党研究会

日本生産技能労務協会と日本製造アウトソーシング協会の共同試算

すでに2008年12月段階で、企業120社の派遣・請負従事者25万人のうち、約4割の10万人が雇用調整済みであり、100万人以上を抱える業界全体では少なくとも20万人が雇用調整と予想された。

契約社員を含めると40万人が失職する可能性という試算。

2) 試算どおりの厚労省調査結果(2010年7月30日発表分)

2008年10月から2010年9月までの見込み 累計

非正規労働者28万5252人の雇用喪失 正社員 7万人

5465事業所 合計28万5252人

派遣社員 15万0431人

契約社員(期間工など) 6万9037人

請負その他労働者が 4万3810人

愛知県46175人、長野県1万1528人、静岡11376人

三重 9421人 岐阜 7837人、大阪6406人

好景気にわいた工場の多い地域での雇用喪失が際だって多いことが特徴

「人材」の文字とおり人が在庫品のように、調整されている実態が明らかとなった。

3) 見えてきた直用有期労働問題

2010年10月6日の厚労省調査発表

8月意向の状況

第2、数字では見えない派遣切りの実態

1 2008年製造業派遣の青年の年末

2 現場は、正社員で採用したいのに男性製造業派遣

3 正社員以外の直用しかないと訴える女性事務派遣

4 許せない! 翻弄された女性事務派遣労働者

5 正社員にしてほしいと言ったら更新拒絶された不動産管理業務の男性

6 派遣社員に協力して5年、うつ病なのに配転を命令された女性

第3、全国で広がった非正規労働者の闘い

熊本 NEC

山口 広島 マツダ

大阪、NTT、セキスイハウス、エクセディ
津 パナソニック電工
福井 パナソニックデバイスジャパン

第4、正社員化で実現する世界を想像しよう

- 1、低賃金のワーキングプアと長時間労働のマネープアの根本は同じ
吉岡くんの結論 分断されているとは闘えない。
- 2、雇用と条件の平等は「人間の尊厳」のための闘い
 - (1) 派遣きりの後に出てきた内定取消、新卒切り、うつ社員切り
弱い立場の労働者を支援することこそ、労働運動の課題
古い組合員利益主義と決別し、社会運動としての労働組合の運動を
アメリカの労働運動もビジネスユニオニズムからソーシャルユニオニズムへ
 - (2) 「正社員化」＝平等化は民主主義の課題でもある。
あらためて、職安法制定の時代を振り返る。
 - (3) 労働運動だけではない大きな運動と結びつく必要性と必然性
日弁連人権大会 2006年 貧困と人権
2008年 労働と貧困
2010年 子どもの貧困
2009年 非正規労働者の権利実現全国会議 結成
- 3 当面の正社員も非正規社員が共闘すべき課題の存在
 - (1) 労働基準法の完全実現
人員増と一日8時間労働で生活出来る賃金の確立
労働基準法の最低労働基準は最低生活基準
(1日8時間、週40時間、有給休暇年10日間)
ワークシェアと賃金制度の変革が結びついている。
 - (2) 直接雇用の原則の実現
派遣法抜本改正
自治体非正規労働の解消 → 人員増を求める逃げない議論を
委託労働者の賃金保障条例の制定
 - (3) 有期雇用の規制と派遣労働禁止は裏と表の関係
雇用保障は人権保障であることの確認
解雇の要件が適用されない労働者を無くすことは正社員の安定にもつながる。

資料 1 職業安定法の歴史的意義

アメリカ占領軍占領史の記録

1 職安法制定の時期は、日本の非民主的制度廃止の時期

労働課労働者供給事業禁止担当官コレットの語る理念

(昭和31年7月1日北海道立労働科学研究所編「臨時工」後編300頁)

「新しく実施される職業安定法は今まで日本にあった人夫供給業とか親分子分による口入れ稼業というものを根本から廃止してこの封建制度が生んだ最も非民主的な制度を改正し、労働者を鉄か石炭かのように勝手に売買取引することを日本からなくして労働者各人が立派な一人前の人間として働けるように計画されたものである。」

タコ部屋制度の禁止が実施された1946年8月に先だって1月公娼制度が廃止されていた。GHQは、労働者供給事業を公娼制度と同視しうる人身売買的な日本の封建的、非民主的制度として徹底的に排除したのである。

しかし、「占領軍すべての意思として受けいられたかは疑問の指摘もある。最もだいたいな労働組合がこれをやりとげることが出来なかった」(労働科学研究所編 同299頁)

2 労働ボス排除キャンペーンの内容

「使用者の中には、労働者が労働ボスの支配から解放されたことによって、ボス支配の労働者の非効率性を認識したので、これからは自由な労働者にのみ依存するとも述べていた。自由な労働者への移行は労働者の労働意欲を向上させたが、その理由は、労働者は賃金全額を受けとり、賃金を労働ボスと分け合うことがなくなったからであった。(中略)調査によれば、労働ボスから切り離された労働者の賃金は、平均20パーセントから40パーセントはすぐに上昇するとのことであった。」

「しかし、造船や建設業などの労働需要が変動する産業においては、労働ボスの排除はなかなか進展しなかった。というのも労働ボスは臨時労働者の最良の供給源であると使用者が見なしていたからである。」

「労働ボスに対する締め付けの結果、労働ボスは自分たちを社長とし、手下を管理人や職長とする企業を組織して、合法性を装って仕事を継続しようとした。」

「労働者に対する義務負担を回避するため労働ボスを良しとする企業は、労働ボスが請負業者として認められる法律上の必要条件を満たすように機械や設備を労働ボスのところへ移転し、労働ボスを支援した。」(日本占領史32巻47頁)

3 日本占領史の労働ボスキャンペーンの総括

「1950年9月、労働省は250万人いたボス支配下の労働者の2分の1は解放されたと発表した。しかし、この数字は額面通りに受けとることは出来ない。なぜなら、この数字は、労働ボスからの類型の解放者数の記録であって、労働ボスが営業を再開した事例を考慮に入れていないからであり、合法的な請負業者として営業を行う労働ボスに雇用される労働者数を示していないからである。」(日本占領史 32巻 48頁)

平成 22 年 10 月 1 日 (金)

担 当	職業安定局雇用政策課 (担当・内線) 補佐 林 康八 担当係 政策調整係 (5734) 電話代表 5253-1111 夜間直通 3502-6770
	職業安定局雇用保険課 (担当・内線) 補佐 澤口 浩司 担当係 給付係・適用係 (5751) 電話代表 5253-1111 夜間直通 3502-6771

非正規労働者の雇止め等の状況

(平成22年9月報告:速報)

厚生労働省では、全国の労働局及び公共職業安定所（ハローワーク）を通じて、非正規労働者の雇止め等の状況について、事業所に対する任意の聞き取り等により把握した状況をまとめ、毎月速報として公表しています。

【全国集計結果】

101 事業所

3,967 人

(就業形態別の内訳)		(構成比)
派遣	408 人	(10.3%)
契約（期間工等）	1,090 人	(27.5%)
請負	94 人	(2.4%)
その他	2,375 人	(59.9%)

派遣又は請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整及び有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整について、平成 20 年 10 月から本年 12 月までに実施済み又は実施予定として、9 月 21 日時点で 8 月報告以降に新たに把握できたものは、全国で 101 事業所、3,967 人となりました。

就業形態別の対象増加人数の割合をみると、「派遣」が 10.3%、「契約（期間工等）」が 27.5%、「請負」が 2.4%などとなっています。

※この報告は、労働局やハローワークの通常業務内で、事業所に対して可能な範囲で任意の聞き取りを行ったもので、全ての離職事例やその詳細を把握したものではありません。

※また、1 月報告分から、前回報告以降に新たに把握できた雇止め等の状況についてまとめたものに変更しています。

※9 月報告分から、対象期間を本年 9 月末までから本年 12 月末までに拡大しています。

※9 月 21 日時点で把握できた累計は、5,661 事業所、292,375 人となります。

※「派遣」「請負」には、派遣元事業所、請負事業所において正社員として雇用されているものを含みません。

就業形態別・産業別の全国集計結果

派遣 408 人 (人)

	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	300	281	1	0	18
中途解除	108	108	0	0	0
不明	0	0	0	0	0

契約(期間工等) 1,090 人

	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	708	565	48	31	64
解雇	357	169	115	6	67
不明	25	25	0	0	0

請負 94 人

	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	84	81	0	0	3
中途解除	10	8	0	0	2
不明	0	0	0	0	0

その他 2,375 人

	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	593	126	35	468	▲ 36
解雇	1,511	284	31	600	596
不明	271	3	0	266	2

月別の雇止め等の状況

単月で把握された雇止め等をみると、平成20年10月から本年12月までに実施済み又は実施予定の増減人数は以下のとおりです。(人)

	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
9月報告分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月報告の累計	(5,414)	(15,575)	(48,954)	(35,890)	(26,415)	(47,105)	(12,224)	(6,434)	(7,434)	(3,525)	(3,191)	(7,224)	(3,737)	(2,597)	(6,475)
9月報告の累計	(5,414)	(15,575)	(48,954)	(35,890)	(26,415)	(47,105)	(12,224)	(6,434)	(7,434)	(3,525)	(3,191)	(7,224)	(3,737)	(2,597)	(6,475)

	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	複数月の 雇止め等	合計
9月報告分	0	0	0	0	0	29	63	1,368	2,029	235	125	16	102	3,967
8月報告の累計	(4,352)	(3,234)	(10,877)	(2,713)	(2,436)	(5,206)	(2,498)	(1,753)	(526)	—	—	—	(22,619)	(288,408)
9月報告の累計	(4,352)	(3,234)	(10,877)	(2,713)	(2,436)	(5,235)	(2,561)	(3,121)	(2,555)	(235)	(125)	(16)	(22,721)	(292,375)

都道府県別集計結果（就業形態別）

		合計		派遣		契約（期間工等）		請負		その他	
		人数計	事業所数計	人数	事業所数	人数	事業所数	人数	事業所数	人数	事業所数
1	北海道	213	9	11	0	114	8	0	0	88	1
2	青森	41	3	11	1	28	2	0	0	2	1
3	岩手	6	1	0	0	0	0	0	0	6	1
4	宮城	52	2	0	0	52	2	0	0	0	0
5	秋田	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0
6	山形	48	1	0	0	0	0	0	0	48	1
7	福島	24	4	0	0	11	2	8	1	5	1
8	茨城	147	7	1	1	7	3	0	0	139	3
9	栃木	89	4	0	0	8	1	2	1	79	2
10	群馬	29	1	0	0	29	1	0	0	0	0
11	埼玉	63	3	0	0	18	0	3	0	42	3
12	千葉	88	5	0	0	18	1	0	0	70	4
13	東京	1,133	9	0	0	49	3	0	0	1,084	6
14	神奈川	191	2	30	1	88	0	0	0	73	1
15	新潟	14	1	8	0	6	1	0	0	0	0
16	富山	106	3	0	0	1	1	0	0	105	2
17	石川	28	1	0	0	28	1	0	0	0	0
18	福井	3	1	0	0	0	0	0	0	3	1
19	山梨	14	2	0	0	0	0	0	0	14	2
20	長野	2	1	0	0	0	0	0	0	2	1
21	岐阜	8	1	0	0	0	0	0	0	8	1
22	静岡	23	1	0	0	23	2	0	0	0	0
23	愛知	567	1	214	0	304	1	0	0	49	1
24	三重	5	0	0	0	3	0	0	0	2	0
25	滋賀	115	1	97	1	18	0	0	0	0	0
26	京都	39	5	8	1	13	1	0	0	18	3
27	大阪	228	5	0	0	14	2	81	1	133	2
28	兵庫	123	6	0	0	25	3	0	0	98	3
29	奈良	10	1	10	1	0	0	0	0	0	0
30	和歌山	17	0	17	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取	7	2	0	0	7	2	0	0	0	0
32	島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山	116	5	0	0	84	4	0	0	32	1
34	広島	22	1	0	0	22	1	0	0	0	0
35	山口	91	1	0	0	0	0	0	0	91	1
36	徳島	▲ 5	0	0	0	5	0	0	0	▲ 10	0
37	香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡	231	5	0	0	76	3	0	0	155	2
41	佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎	26	1	0	0	6	0	0	0	20	1
43	熊本	27	3	1	1	17	1	0	0	9	1
44	大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎	20	2	0	0	10	1	0	0	10	1
46	鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3,967	101	408	7	1,090	47	94	3	2,375	47

※ 同一事業所で複数の就業形態の者を雇止め等している事例が含まれるため、都道府県の合計の事業所数と、就業形態別の事業所数を合計した数は一致しません。

< 正社員の離職（予定）状況について >

平成20年10月から本年12月までの、原則100人以上の離職事例（予定を含む。）について、正社員の状況をまとめたところ、9月21日時点で、8月報告以降に把握できた数は、1,565人でした。

【合計：1,565人 製造業：1,038人 運輸業：0人 卸・小売業：527人 その他：0人】

(参考)

平成 20 年 10 月から本年 12 月までの累計

就業形態別・産業別の全国集計結果

派遣		151,308 人				(人)
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	78,250	74,395	499	218	3,138	
中途解除	63,439	62,063	463	68	845	
不明	9,619	9,502	89	16	12	
契約(期間工等)		71,069 人				
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	51,724	44,737	1,233	655	5,099	
解雇	17,739	9,999	1,897	2,240	3,603	
不明	1,606	1,228	2	186	190	
請負		22,070 人				
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	9,987	8,687	40	61	1,199	
中途解除	10,635	9,019	74	25	1,517	
不明	1,448	1,354	0	0	94	
その他		47,928 人				
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	10,980	5,807	1,267	1,768	2,138	
解雇	33,202	11,253	3,014	10,318	8,617	
不明	3,746	1,311	192	1,006	1,237	

住居の状況

住居の状況については、平成 20 年 10 月から本年 9 月までに実施済み又は実施予定の 269,278 人のうち、171,749 人について判明し、うち喪失者は 3,491 人で喪失者割合は 2.0%でした。

(人)

	合計	派遣	契約	請負	その他
住居喪失状況判明者数	171,749	75,443	48,790	13,903	33,613
うち喪失者数	3,491	1,985	918	569	19
(喪失者割合、%)	2.0	2.6	1.9	4.1	0.1

雇用保険加入状況

雇用保険加入状況については、全体（292,375人）のうち、265,987人について判明し、うち加入者数は259,481人で、加入割合は97.6%でした。

なお、雇用保険の受給については、離職者が公共職業安定所における受給資格に関する手続きを行った上で、受給要件を満たす場合に給付を受けることとなります。

（単位：人、%）

	合計	派遣	契約	請負	その他
雇用保険加入状況判明者数	265,987	131,754	69,959	19,041	45,233
うち加入者数	259,481	130,797	69,444	18,867	40,373
（加入割合、%）	97.6	99.3	99.3	99.1	89.3

8月報告時点で雇用調整を実施済み又は実施予定とされた者（288,408人）のうち、別途の把握を行った141,240人について雇用保険の受給状況、再就職状況に関する個人ベースの集計を行った。

【雇用保険の受給状況】

集計総数141,240人のうち、離職者数は139,512人、受給資格決定者数は98,348人（離職者数の70.5%）でした。

また、被保険者であった期間等から、離職者139,512人のうち126,920人（91.0%）が受給資格ありと推定されます。

（単位：人、%）

	合計	派遣	契約	請負	その他
集計総数	141,240	60,418	59,583	8,417	12,822
うち離職者数	139,512	59,713	58,871	8,300	12,628
うち受給資格決定者数 （離職者数に対する割合）	98,348 70.5%	40,930 68.5%	41,902 71.2%	6,026 72.6%	9,490 75.2%

（単位：人、%）

	合計	派遣	契約	請負	その他
離職者のうち受給資格ありと推定 （離職者数に対する割合）	126,920 91.0%	53,732 90.0%	53,238 90.4%	7,614 91.7%	12,336 97.7%

※ 離職者について被保険者であった期間を確認し、会社都合で離職した者は原則離職前1年に6月以上、会社都合以外で離職した者は離職前2年に12月以上の者について受給資格ありと推定。

【再就職状況】

離職者139,512人のうち、91,466人（65.6%）が再就職している。

（単位：人、%）

	合計	派遣	契約	請負	その他
集計総数	141,240	60,418	59,583	8,417	12,822
うち離職者数	139,512	59,713	58,871	8,300	12,628
うち就職者数 （離職者数に対する割合）	91,466 65.6%	42,173 70.6%	37,120 63.1%	5,318 64.1%	6,855 54.3%

※ 雇止め等により、一旦雇用保険の被保険者でなくなった労働者が、再度、被保険者となった数を就職者数として集計。例外的に、受給資格者については、自営となった場合も就職者数として集計。

昨年1月報告までの再就職等状況は、事業主から把握した状況をまとめたものであり、再就職と派遣元事業所等における雇用継続を合算した数値であるため、昨年2月報告以降とは接続しません。

都道府県別集計結果（就業形態別）

		合計		派遣		契約（期間工等）		請負		その他	
		人数計	事業所数計	人数	事業所数	人数	事業所数	人数	事業所数	人数	事業所数
1	北海道	9,343	229	2,433	30	3,469	137	208	4	3,233	75
2	青森	4,159	80	1,774	41	1,244	30	713	3	428	22
3	岩手	5,170	145	3,060	78	1,237	43	123	4	750	44
4	宮城	6,066	180	4,109	118	659	37	463	8	835	39
5	秋田	4,104	153	1,922	57	1,291	74	27	2	864	49
6	山形	6,194	142	4,869	87	860	46	133	2	332	28
7	福島	8,858	249	5,272	113	1,528	77	618	13	1,440	89
8	茨城	6,882	160	2,822	55	1,251	62	1,370	12	1,439	46
9	栃木	6,827	130	3,066	50	1,931	43	1,061	13	769	39
10	群馬	4,913	92	2,573	54	1,880	19	101	3	359	22
11	埼玉	9,017	190	3,180	58	2,605	29	940	12	2,292	108
12	千葉	5,136	138	2,553	65	1,016	50	316	4	1,251	43
13	東京	18,821	297	918	24	6,378	124	654	4	10,871	150
14	神奈川	10,624	175	5,481	68	3,213	65	103	7	1,827	67
15	新潟	4,767	111	3,202	46	963	39	132	7	470	33
16	富山	5,055	94	3,666	50	1,008	40	50	5	331	18
17	石川	3,532	93	1,865	55	1,265	42	74	3	328	16
18	福井	2,937	42	2,366	29	183	7	152	6	236	5
19	山梨	4,004	96	2,124	47	1,243	31	213	6	424	39
20	長野	11,553	300	7,762	175	1,651	85	794	11	1,346	82
21	岐阜	7,851	131	5,695	67	849	25	491	5	816	59
22	静岡	11,467	220	6,753	123	1,841	35	716	20	2,157	70
23	愛知	46,981	194	25,131	96	15,953	45	3,771	18	2,126	72
24	三重	9,502	113	5,720	76	3,065	20	301	7	416	28
25	滋賀	6,254	63	3,599	34	566	19	1,442	4	647	12
26	京都	4,201	163	2,230	113	554	8	0	0	1,417	42
27	大阪	6,735	139	1,800	37	2,820	70	544	7	1,571	52
28	兵庫	5,380	141	3,592	79	555	38	308	7	925	40
29	奈良	2,426	146	1,064	74	364	50	23	2	975	34
30	和歌山	1,144	77	797	35	54	13	13	1	280	32
31	鳥取	2,629	134	1,869	47	352	32	40	1	368	77
32	島根	2,241	56	1,121	32	396	17	507	6	217	12
33	岡山	5,604	140	3,531	72	1,313	41	9	1	751	40
34	広島	6,445	106	4,812	75	1,231	32	146	3	256	20
35	山口	4,466	65	3,386	43	428	9	173	3	479	21
36	徳島	1,856	36	1,088	18	169	8	341	4	258	13
37	香川	1,469	74	724	35	436	38	8	2	301	10
38	愛媛	1,303	33	969	20	215	8	0	0	119	5
39	高知	844	30	221	14	530	17	65	1	28	5
40	福岡	6,039	105	2,778	55	1,116	29	897	3	1,248	31
41	佐賀	2,279	44	1,571	34	353	10	272	3	83	6
42	長崎	1,973	38	934	13	223	7	249	6	567	20
43	熊本	4,258	78	2,112	41	1,446	24	140	3	560	24
44	大分	5,254	79	1,548	36	582	10	2,553	16	571	23
45	宮崎	3,000	85	1,635	45	396	20	606	2	363	31
46	鹿児島	2,486	58	1,525	32	175	11	210	6	576	22
47	沖縄	326	17	86	2	212	10	0	0	28	5
		292,375	5,661	151,308	2,648	71,069	1,726	22,070	260	47,928	1,820

※ 同一事業所で複数の就業形態の者を雇止め等している事例が含まれるため、都道府県の合計の事業所数と、就業形態別の事業所数を合計した数は一致しません。

< 正社員の離職（予定）状況について >

平成20年10月から本年12月までの、原則100人以上の離職事例（予定を含む。）について、正社員の状況をまとめたところ、9月21日時点で、78,210人でした。

【合計：78,210人 製造業：38,339人 運輸業：6,143人 卸・小売業：9,943人 その他：23,785人】

第1、労働の商品化が顕著に示された派遣ざり

1) 2009年1月の自民党研究会

日本生産技能労務協会と日本製造アウトソーシング協会の共同試算

すでに2008年12月段階で、企業120社の派遣・請負従事者25万人のうち、約4割の10万人が雇用調整済みであり、100万人以上を抱える業界全体では少なくとも20万人が雇用調整と予想された。

契約社員を含めると40万人が失職する可能性という試算。

2) 試算どおりの厚労省調査結果(2010年7月30日発表分)

2008年10月から2010年9月までの見込み 累計

非正規労働者28万5252人の雇用喪失 正社員 7万人

5465事業所 合計28万5252人

派遣社員 15万0431人

契約社員(期間工など) 6万9037人

請負その他労働者が 4万3810人

愛知県46175人、長野県1万1528人、静岡11376人

三重 9421人 岐阜 7837人、大阪6406人

好景気にわいた工場の多い地域での雇用喪失が際だって多いことが特徴

「人材」の文字とおり人が在庫品のように、調整されている実態が明らかとなった。

3) 見えてきた直用有期労働問題

2010年10月6日の厚労省調査発表

8月意向の状況

第2、数字では見えない派遣切りの実態

1 2008年製造業派遣の青年の年末

2 現場は、正社員で採用したいのに男性製造業派遣

3 正社員以外の直用しかないと訴える女性事務派遣

4 許せない! 翻弄された女性事務派遣労働者

5 正社員にしてほしいと言ったら更新拒絶された不動産管理業務の男性

6 派遣社員に協力して5年、うつ病なのに配転を命令された女性

第3、全国で広がった非正規労働者の闘い

熊本 NEC

山口 広島 マツダ

大阪、NTT、セキスイハウス、エクセディ
津 パナソニック電工
福井 パナソニックデバイスジャパン

第4、正社員化で実現する世界を想像しよう

- 1、低賃金のワーキングプアと長時間労働のマネープアアの根本は同じ
吉岡くんの結論 分断されているとは闘えない。
- 2、雇用と条件の平等は「人間の尊厳」のための闘い
 - (1) 派遣きりの後に出てきた内定取消、新卒切り、うつ社員切り
弱い立場の労働者を支援することこそ、労働運動の課題
古い組合員利益主義と決別し、社会運動としての労働組合の運動を
アメリカの労働運動もビジネスユニオニズムからソーシャルユニオニズムへ
 - (2) 「正社員化」＝平等化は民主主義の課題でもある。
あらためて、職安法制定の時代を振り返る。
 - (3) 労働運動だけではない大きな運動と結びつく必要性と必然性
日弁連人権大会 2006年 貧困と人権
2008年 労働と貧困
2010年 子どもの貧困
2009年 非正規労働者の権利実現全国会議 結成
- 3 当面の正社員も非正規社員が共闘すべき課題の存在
 - (1) 労働基準法の完全実現
人員増と一日8時間労働で生活出来る賃金の確立
労働基準法の最低労働基準は最低生活基準
(1日8時間、週40時間、有給休暇年10日間)
ワークシェアと賃金制度の変革が結びついている。
 - (2) 直接雇用の原則の実現
派遣法抜本改正
自治体非正規労働の解消 → 人員増を求める逃げない議論を
委託労働者の賃金保障条例の制定
 - (3) 有期雇用の規制と派遣労働禁止は裏と表の関係
雇用保障は人権保障であることの確認
解雇の要件が適用されない労働者を無くすことは正社員の安定にもつながる。